

1. 計画策定の目的と期間

1-1. 計画策定の目的

近年、社会を取り巻く状況は大きく変化し、ライフスタイルや価値観が多様化する中で、日々の暮らしや地域の実情に応じて、まちづくりを進めていく必要性が高まっている。また、地方分権が進む中で、『自立して発展し続ける、希望あるまち』をめざすためには、住民と行政が連携し、互いに良きパートナーとして補いあい、協力しあってまちづくりを進めていくことが必要不可欠となる。

そこで、まちづくりに住民が参加し、対話を深め、協働を進めていくための施策・事業や仕組みをつくり、住民が持つ知恵や活力をまちづくりに生かしていくことを目的に、「長久手町地域協働計画」を策定する。

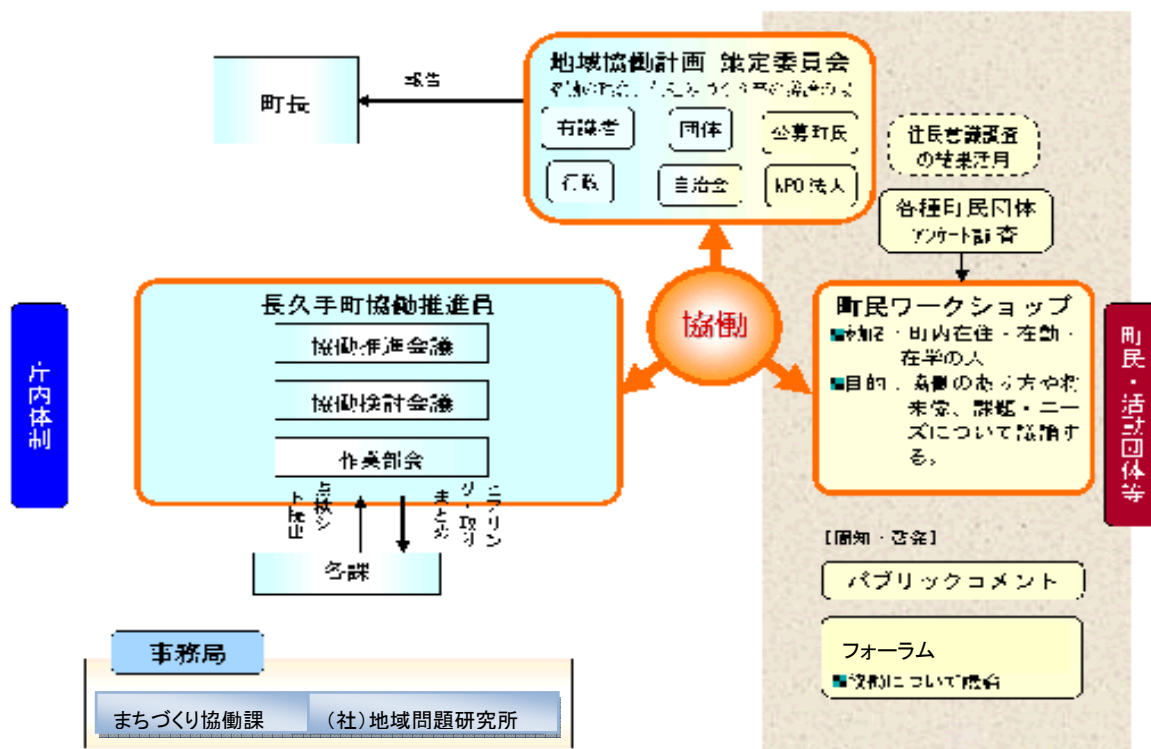
1-2. 計画期間

本計画の期間は、平成21年度を初年度とし、第5次長久手町総合計画の目標年次と合わせて、平成30年度を目標年次とする。

なお、社会情勢等の変化に的確に対応するため、計画期間の前期が終了する5年後（平成25年度）を目処に必要なに応じて計画内容の見直しを行うことを想定している。

1-3. 策定体制

図表 1-3-1 策定体制図



2. 今、なぜ協働なのか

2-1. 協働とは

協働とは、住民と行政が、公共の利益の増進のために、主体的・自発的に、共通の目的に向かって、相手の立場や特性を理解しながら、対等な関係と信頼関係を築き、それぞれが役割と責任感をもって、その特性や能力を発揮し合いながら、共に考え、行動すること。

協働の効果

①新たな地域ニーズや地域課題への対応と「新しい公共」の実現

(⇒行政経営のスリム化の進展)

新たな公共の担い手により、行政だけでは対応できないようなきめ細やかで多様な公共公益サービスを展開することができるようになる。

②社会貢献や自己実現の機会・場づくり

人々がまちづくりに関わる機会が増え、生きがいづくりや自己実現の機会と結びつけることができる。

③住民自治型地域社会の構築(＝元気な地域づくり)

NPOやボランティア団体等の住民活動団体及び自治会などの地縁組織が自らの社会的使命をより効果的に達成する機会を得て、活動が活性化し、地域社会のもつ多様な力を引き出すことができるようになる。

④住民自治力(住民パワー)の向上

異なる発想や行動原理を持つ住民活動団体との協働により、新しいアイデアや仕組みを創造する機会が増え、住民の企画力や提案力、そして実行力が向上する。

行政と住民の特性の違い

	行政	住民
方法論	公平・平等原理(本質的に一律的・画一的)	共感原理(正義志向、ないし好悪)
目標	構成員の最低生活保障(権利性が強固)、「全体」の福利の向上	「ミッション」「夢」の実現(特定、部分的な場合もある)
制約	「全体」からの拘束(ただし「全体」の版図には、区域、領域の限定がある)	共感成立の範囲(テーマや方法論の限定、不安定:「私」発で“開いている”)
効率性	領域内では競争原理が働きにくい(決定に時間がかかり安定的、保守的)	一定の競争原理は働くが、不効率でも存在が可能。玉石混交。
保障性	普遍的に高い(厳密な資格要件がある、一部への特権を原則的に禁止)	組織力がなければ低い(努力する人ほど苦勞する世界。好悪の世界の側面も)
選択制	原則的に低い(一地域一窓口。選択できるメニューに限り)	共感によって多様に成立(依頼者の側の選択制は一般に低い)
創造性	「全体」の過半数以上の同意が得られなければ実行できず、本質的に保守的	「私」発で“市場”に適合しなくても成立。時には不要でも存在し得る。

2－2．協働の時代背景

（１）時代の変化と住民ニーズの多様化

少子・高齢化の進行、女性の社会進出、共働き世帯の増加など社会情勢の変化に伴い、住民ニーズは多様化・高度化してきている。

こうした変化に対応していくためには、国の政策だけではなく、住民の生活に最も身近な行政主体である地方自治体が、これまで以上に住民生活や地域の実情に応じた行政運営・行政経営を行うことが求められるようになってきた。

（２）地方分権・地方自治の時代

少子高齢化が進み、人口減少時代を迎えた「右肩下がり」の時代に対応するため、成長を前提としたこれまでの社会システムを変革する必要性が高まってきた。

そして、平成 12 年 4 月に施行された地方分権一括法を契機に、地方分権改革が大きく進展している。

こうした中、本町においても、自治能力の向上とまちづくりを自己決定していく「自治の再構築」が求められている。そして、責任ある行政、コスト意識に基づく行政などの自治体の変革を進め、地方自治（＝団体自治）を確かなものにしていく必要性が高まってきている。

（３）行政だけでは対応できない地域課題への対応

ごみ問題を始めとした環境問題、高齢者の介護や子育て、防犯・防災など、地域社会を取り巻く課題はますます複雑化、多様化してきている。

例えば、環境問題は、住民自身が環境悪化の被害者でありながら、一方で、日常生活を営むなかで騒音や振動、悪臭など知らず知らずのうちに加害者にもなっているという 2 面性を有しており、その解決にあたっては住民一人ひとりの心掛けと行動が必要不可欠となる。

また、防犯についても、「良好な地域コミュニティに勝るセーフティネットはなし」といわれているように、その最大の対策は、警察力の強化や民間の警備サービス等の活用ではなく、地域住民自身の取組みにある。

このように、今日的課題は、行政だけでは対応しきれない様々な要素を含んでおり、数多くの住民の参加・協力のもと、住民と行政がパートナーシップを構築しながら地域社会の課題に取り組んでいくことがこれまで以上に重要になってきている。

(4) 住民自治の時代

真の地方自治を確立していくためには、(2) で述べたような団体自治の確立と合わせて、住民自治を確立していくことが必要不可欠となる。

かつては住民が行っており、本来は住民ができることでありながら行政が代わって行ってきたことや住民や住民団体等が行った方が効率的できめ細かなサービスが可能となることを、積極的に住民に任せていくことが、効率的な行財政運営を行っていく上でも重要となる。すなわち、地方分権時代にふさわしい住民自治の確立が求められていると言える。

住民と行政が一体となって地域の力を発揮することが求められる住民自治の時代が到来している。

(5) 住民意識の高まり

成長型社会から成熟型社会へと移行するにしたがって、国民の意識や価値観は仕事中心から生活重視へと変化し、「物」の豊かさより生活の質やゆとりなど「心」の豊かさを求める傾向が高まってきている。

こうした状況の中、身近な地域社会に対する住民の関心も高まっており、行政だけに任せるのではなく、よりよいまちづくりのために自らも責任を持って関わりたいと考えるボランティアな住民が増えている。また、高齢社会を迎え、生きがいの機会としてもまちづくりへの関心が高まってきている。平成 18 年度に実施した「長久手町住民意識調査」の結果によると、8 割近くの住民が住民主体のまちづくりについて関心を持っており、町政への住民参画・協働について「必要」と考える住民は 9 割近くを占めていることから、本町における住民のまちづくりへの関心や町政への参加意欲が高まってきているといえる。

さらに、万博の開催を契機に、住民の自発的な社会貢献活動が活発化してきており、その担い手である N P O などの住民活動団体は、新しい公共サービスの提供主体としても期待されている。

2－3．協働の原則

協働するパートナー同士は、以下の原則を共通認識として持ちながら協働を進めていかなければならない。

◎補完性の原則

「個人の自立」を前提とした社会の構成原理。
身近な地域の課題は、住民の自発的な判断・行動によって解決することを基本とする考え方で、具体的には以下のとおり。

- ① 個人で解決できることは、個人で解決する（自助）
- ② 個人で解決できない場合は、社会を構成する基本単位である家庭がサポートする（互助）
- ③ 家庭で解決できない場合は、地域社会あるいはNPO（民間非営利団体）がサポートする（共助）
- ④ それでも解決できない場合は、行政に問題解決を委ねる。（公助）

◎目的・目標共有の原則

協働するにあたり、広く住民の利益につながる公共性をもつ「目的と目標（＝志：こころざし）」を共有して、地域課題解決に取り組む。

◎対等の原則

協働を進めていくときは、「下請け」「依存」という上下の関係ではなく、互いに「まちづくりの主役」であることを認め合い、「対等なパートナー」として、相互に補完し合う。

◎相互理解の原則

協働を進めていくときは、相手の「立場」や「特性」を理解して、積極的に話し合いの場を持ち、相互理解を深めて信頼関係を築く。

◎公開性の原則

協働を進めるときは、その事業の企画や実施そして実施後の評価まで、原則公開として、誰にでも分かるよう「透明性」を持つ必要がある。また、さらなる協働の輪を広げていくために、協働のプロセスを広く公開して、多くの住民に協働の意義を理解してもらい、共感を得ていく。

2-4. 協働主体の役割

(1) 住民の役割

○情報の収集

新聞、町広報紙、町ホームページや様々な学習機会を通じて、まちの情報を収集すること。

○地域活動への参加

自らがまちづくりの主体であることの認識と自覚を持ち、住民同士学びあい、育ち合いながら、自分の住む地域の活動に自主的かつ主体的に参加すること。

○住民活動・社会貢献活動への参加

自分の持つ知識や能力を、市民活動やボランティアなどの地域社会貢献活動に生かすこと。

(2) 自治会などの地縁組織の役割

○住民同士の交流・連携の促進

少子高齢化や娯楽の多様化で、地域の行事が次第に失われつつあります。住民が参加できる催しを開催することにより、住民同士の交流・連帯を図ること。

○情報の共有

町政情報や地域の情報を住民同士で共有すること。

○地域の中の組織づくり

住民の一番身近な生活の場において、自治会などの地縁組織は、防災、防犯、福祉、環境など、日常のあらゆる分野において、重要な役割を担っています。

今後は地域課題解決に主体的に取り組めるように地域における人材育成・組織づくりが必要。

○地域の課題解決

町やボランティア団体、NPO等と連携をしながら、地域の課題を自ら探し、地域住民同士で共有し、そして、みんなで考え行動して、解決していくような主体的なまちづくりの推進。

(3) NPO、ボランティアなどの知縁・志縁組織・団体の役割

○専門的知識や情報の活用

様々な分野の活動があるため、行政では取り組みが難しいと思われる課題に対しても、柔軟に対応することができる。今後は、先駆性や自発性、専門性などの特徴を活かし、社会的課題の解決に取り組む姿勢が必要となる。

○活動の場の提供

自分たちの活動情報を積極的に発信しながら、住民に生きがいや自己実現、社会貢献のきっかけや活動の場を広く提供すること。

○活動の活性化

色々な催しに参加したり、他団体とのネットワークを築きながら、活動範囲を広げていくこと。

○住民公益活動の推進

多様化する市民ニーズにこたえて、地縁組織や町行政と連携しながら、新たな公共サービスを提供すること。

(4) 事業者の役割

○まちづくりへの参加

これからは事業者も地域の一員として、町や地縁組織、NPO等と連携しながら積極的にまちづくりに参加していくこと。

○地域活動・市民活動への支援

自治会等の地域活動や市民団体の活動に対して、資金的支援や、人的な支援のほか、持っている情報や技術、ノウハウ等の提供を通じて、地域社会への貢献などの社会的責任を果たすこと。

○社会貢献活動のための環境づくり

ボランティア休暇など、従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整えること。

(5) 町（行政）の役割

○情報の提供・共有

住民活動やまちの動きを的確にキャッチし、町の事業計画や進捗状況などとともにわかりやすく情報提供して、住民との情報共有を図る。

○環境の整備

まちづくり活動に対する支援体制や活動拠点の整備・充実、窓口機能の充実、住民と行政のネットワーク構築など、協働の環境を整備すること。

○参画機会の充実

多くの住民が町の事業に参加できるよう、参画機会の拡充を図るとともに、計画策定や委員会等に市民が積極的に関われるような体制を整備することが大切です。

○人材の育成

各種講座や講演会などの学習の場を通して、住民同士で学びあい育ち合う機会を提供して、住民自治の担い手を発掘し育てていくこと。

○職員の協働意識の醸成

研修等を通じて職員の協働意識を醸成し、住民との信頼のパートナーシップ関係を構築するよう努める。そのために自分たちの住む地域の活動やボランティア活動への参加を促し、現場での実践を通じた職員の意識づくりを進めること。

○協働の啓発

協働に対する理解と実践意識を浸透させていくために、あらゆる機会を通じて、協働事例のPRや啓発を行うこと。

3. 現状と課題

3-1. 長久手町の概要

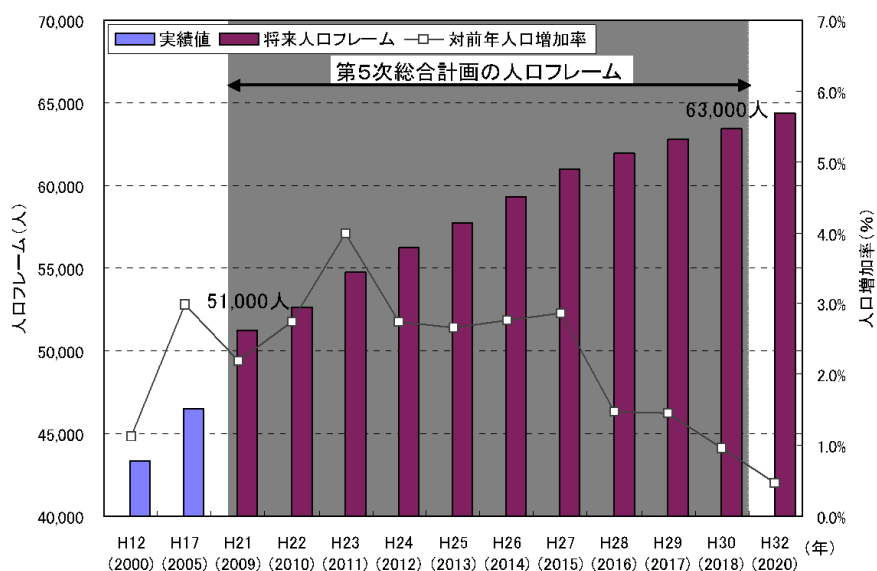
(1) 人口と世帯数

長久手町では、平成 20 年 4 月 1 日現在の人口が 47,003 人となっている。

本町では依然として人口増加を続けており、平成 30 年には 63,000 人にまで増加するものと予測されている。一方で、1 世帯当たりの平均人員は 2.5 人にまで減少し、都市化が進むとともに核家族化が進んでいることがうかがえる。

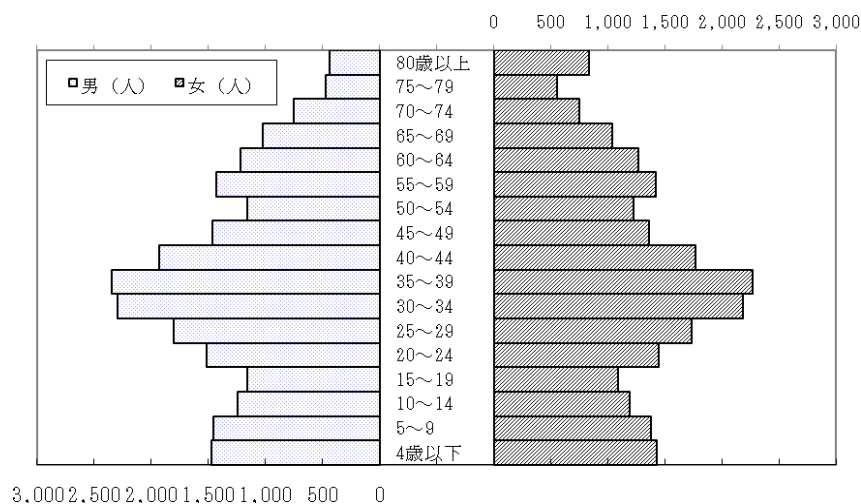
年齢別人口では 30 歳代が最も多く、平均年齢は 37.5 歳と県内第 1 位となっている。

図表 3-1-1 人口・世帯数等の推移



資料：第 5 次長久手町総合計画

図表 3-1-2 年齢別人口（性別、5 歳刻み）



資料：長久手町「住民基本台帳」（平成 20 年 4 月 1 日現在）

(2) 就業人口等

産業別の就業者率をみると、第3次産業が約8割を占めて高くなっています。

昼夜間人口をみると、近年では流出よりも流入する人口が多いことから、昼間人口のほうが多くなっています。

昼間の主な流出先をみると、名古屋市が約1万人みられ、全体の約6割を占めて最も多くなっています。

図表 3-1-3 産業別就業者数

	人口	構成比
第1次産業	213 人	0.9%
第2次産業	4,438 人	19.3%
第3次産業	17,715 人	77.2%

資料：総務省「国勢調査（H17年）」

図表 3-1-4 流出・流入人口

	総数	通勤者	通学者
流入人口	23,969 人	17,286 人	6,683 人
流出人口	17,051 人	14,548 人	2,503 人

資料：総務省「国勢調査（H17年）」

図表 3-1-5 昼夜間人口

昼間人口	53,286 人
夜間人口	46,368 人

資料：総務省「国勢調査（H17年）」

図表 3-1-6 昼間の主な流出先（上位5市町村）

(人)				
1位	2位	3位	4位	5位
名古屋市	日進市	瀬戸市	豊田市	尾張旭市
10,271	2,350	842	733	706

資料：総務省「国勢調査（H17年）」

3-2. 住民活動の現状

(1) ボランティアセンター・まちづくりセンターの状況

長久手町ボランティアセンターの登録団体の活動分野をみると、社会福祉協議会がその運営主体となっている関係もあって、子育て支援や高齢者関係、障害児・障害者関係など福祉系のボランティア団体が多い。

長久手町まちづくりセンターの登録団体の活動分野は多岐にわたっているが、比較的まちづくりや環境保全に関わる団体が多い。子どもの健全育成に関わる団体も多く、親子向けの体験教室などが定期的に行われている。

利用状況は、平成17年の開館以後年々増加していたが、特に平成20年度に入り大きく伸びつつある。今後もセンター機能を充実させることで、さらに住民にとって身近で利用しやすい施設を目指していく。

図表 3-2-1 長久手町ボランティアセンター登録団体の活動分野

活動分野	登録団体数
障害児・障害者関係	9
障害児・障害者関係（技術）	9
子育て支援	12
高齢者関係	10
保険・医療	1
社会教育の推進を図る活動	0
まちづくりの推進を図る活動	9
芸術、文化またはスポーツの振興を図る活動	8
環境保全	2
災害救援	3
地域安全活動	6
人権擁護・平和促進	0
国際協力の活動	3
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	0
子どもの健全育成を図る活動	18
情報	0
その他	3
合 計	94

※平成21年3月14日現在

資料：町調べ

図表 3-2-2 長久手町まちづくりセンター登録団体の活動分野

活動分野	登録団体数
保健・医療・福祉	16
社会教育	13
まちづくり	33
文化・芸術・スポーツ	24
環境保全	16
災害援助	1
地域安全	1
人権・平和	4
国際交流・協力	13
男女共同参画社会	0
子どもの健全育成	35
情報化	4
科学技術	0
経済活性化	0
職業能力・雇用	1
消費者保護	0
中間組織	2
合 計	163

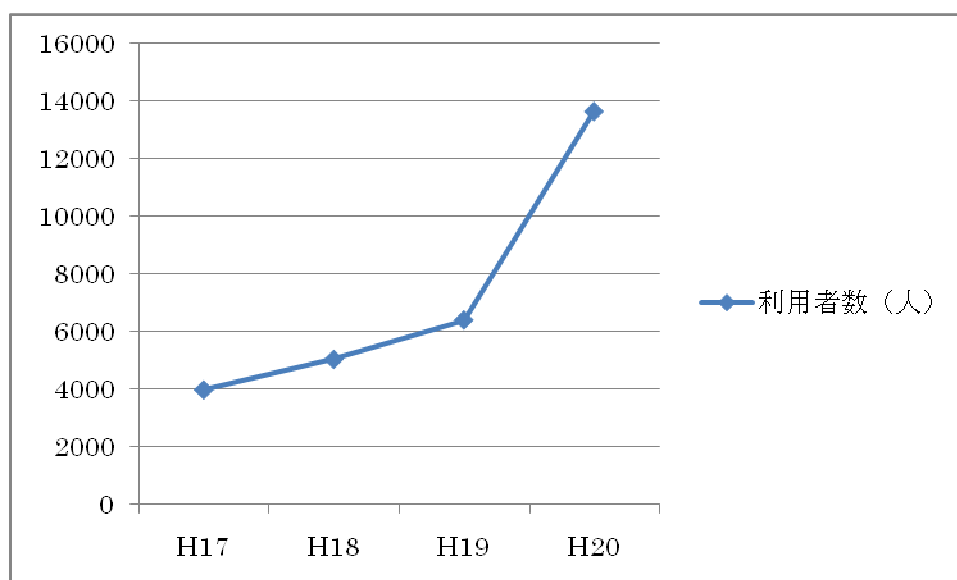
※複数の活動分野に該当する団体があります

【利用登録数】団体：71 個人：23 計94

※平成21年3月23日現在

資料：町調べ

図表 3-2-3 長久手町まちづくりセンターの利用状況



資料：町調べ

(3) NPO 法人の状況

平成 21 年 3 月現在、愛知県の認証を受けている NPO 法人は町内に計 22 団体あり、様々な分野で活動が行われている。

図表 3-2-4 愛知県認証 NPO 法人（主たる事務所の所在地が長久手町にあるもの）

認証年月日	名称	主な活動分野
(平成 13 年)		
H13. 9. 19	インターネットで街を活性化する会	社会教育
H13. 12. 27	長久手エンジン	まちづくり
(平成 14 年)		
H14. 4. 16	日仏フィット・アロマセラピー協会	保健・医療・福祉
(平成 15 年)		
H15. 6. 17	雑木林物語	保健・医療・福祉
H15. 9. 2	NPOかわせみ	保健・医療・福祉
H15. 11. 14	はーとねっと	子どもの健全育成
(平成 17 年)		
H17. 3. 18	まちのお百姓さんの会	社会教育
H17. 4. 22	しっぽ・いっぽの会	保健・医療・福祉
H17. 7. 14	あいちいき生活支援ネット	保健・医療・福祉
H17. 8. 16	自動車文化創造会議	学術・文化・芸術・スポーツ
H17. 11. 28	どんぐりモンゴリ	環境保全
(平成 18 年)		
H18. 1. 13	長久手楽楽ファーマーズ	まちづくり
H18. 4. 14	「とき」を祝うメモリー	まちづくり
H18. 6. 5	ゆう	保健・医療・福祉
H18. 6. 30	愛知万博記念災害・救急医療研究会	保健・医療・福祉
H18. 7. 26	名古屋尾張地域市民オペラ振興会	学術・文化・芸術・スポーツ
H18. 11. 21	リニモクリエイト	まちづくり
H18. 12. 1	長久手公共施設協力会	環境保全
(平成 19 年) 新規認証無し		
(平成 20 年)		
H20. 10. 16	楽歩	保健・医療・福祉
(平成 21 年)		
H21. 3. 13	モリゾー・キッコロと環境活動を推進する会	環境保全
		合計 22 団体

※平成 21 年 3 月現在

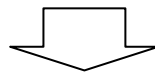
資料：あいち NPO 交流プラザ HP より

3-3. 協働の現状と課題

(1) 行政への参画機会の充実・発展

【現状】

- 本町では、文化の家や平成こども塾など、住民参加による特色ある施設を設置し、様々な協働・連携事業を行っている。
- 住民意識調査では、9割近くの人が「これからのまちづくりには住民の参加や協働が必要である」と考えている。
- 文化や子育て、環境、防災など幅広い分野で協働事業に取り組んでいるほか、委員会や協議会等の会議への一般公募等による町民参加も定着してきている。
- しかし、行政主体の事務局運営になっており、町民の自発性や創造性を生かした参画にはなっていない。



■課題

「参加から参画へ」、「計画等への参加から、事業・運営への参加・協働へ」といった次なるステージに向けて、住民の自発性や創造性をさらに発揮できる仕組みが必要とされている。

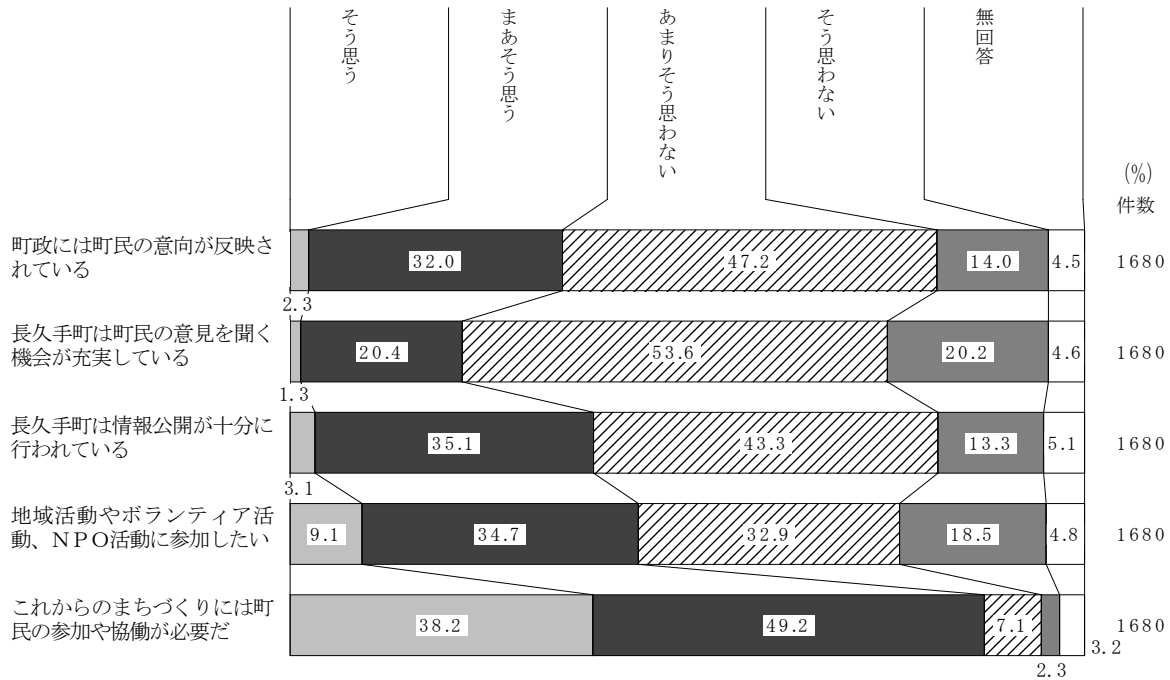
図表 3-3-1 近年の長久手町の協働まちづくりに関する主な取り組み

和暦（西暦）	国・県の情勢	長久手町の協働まちづくりに関する取り組み
平成 8（1996）年 平成 9（1997）年 平成 10（1998）年 平成 12（2000）年 平成 14（2002）年	特定非営利活動促進法 施行	・公園の設計への住民参加 ・長久手交流プラザ 開館 ・長久手町文化の家 開館 ・EXPO ながくて未来会議 発足 ・長久手町福祉の家 開館
平成 15（2003）年 平成 16（2004）年	「あいち協働ルールブック 2004」発行	・「長久手ふれあい農園たがやつせ」 開園 ・長久手・万博ボランティアセンター 開設
平成 17（2005）年 平成 18（2006）年	NPO と行政の協働に関する実務者会議の開催	・長久手田園バレー特区認定 ・愛・地球博（3月25日～9月25日） ・まちづくりセンターオープン ・平成こども塾丸太の家 開所 ・田園バレー交流施設 開設 ・万博理念継承まちづくり事業活動助成 ・指定管理者制度の導入 ・EXPO エコマネー事業
平成 19（2007）年	「行政からNPOへの委託事業の積算に関する提言」を発行	

住民参加型の特色ある施設づくりで成果を上げる。施設の企画・運営を担う住民組織も発足。

万博を契機に、ボランティアなどの住民活動が活発化

図表 3-3-2 町政への住民参画や住民と行政との協働についての考え方



資料：平成 18 年度長久手町住民意識調査

図表 3-3-3 町民から委員の一般公募を行っている主な会議、実行委員会等

会議の名称	担当課
第 5 次長久手町総合計画審議会	企画政策課
長久手町住民会議	企画政策課
長久手町土地利用計画審議会	企画政策課
長久手町男女共同参画推進協議会	まちづくり協働課
長久手町地域協働計画策定委員会	まちづくり協働課
長久手町リニモ活性化会議 図書館通り電飾事業実行委員会	まちづくり協働課
長久手町文化の家運営委員会	文化の家
長久手町環境審議会	環境課
長久手町都市計画マスタープラン策定委員会	計画課
長久手町平成こども塾運営委員会	田園バレー事業課

資料：町調べ

(2) 立場や組織を超えた議論の機会やお互いを知るための交流機会の充実

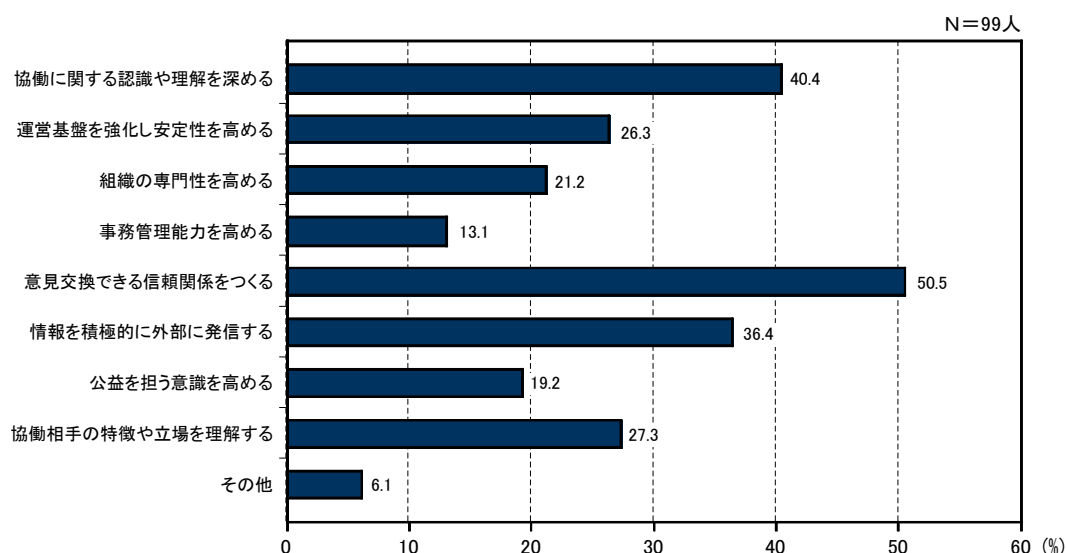
【現状】

- 住民活動団体が協働する相手は行政が多く、団体同士の連携は進んでいない。
- 特にNPOなどの住民活動団体と自治会などの地縁組織との間の連携が少ない。
- 意見交換できる信頼関係をつくることや積極的に外部に情報発信することが取り組みの重点として挙げられており、立場や組織を超えた議論の機会やお互いを知るための交流機会の充実が求められている。

■課題

様々な住民活動団体や自治会などの地縁組織は、地域生活の向上という共通理念を持って活動していることから、幅広い交流・連携を通じて共に行動していくことで相乗効果を生み出すことが期待できる。そのためには、団体間の情報交換や交流の機会をつくる必要がある。

図表 3-3-4 協働を推進するためにNPOやボランティア団体が取り組むべきこと



資料：長久手町における協働のあり方に関するアンケート調査（H19年度）

(3) 住民自治意識の醸成と担い手の育成

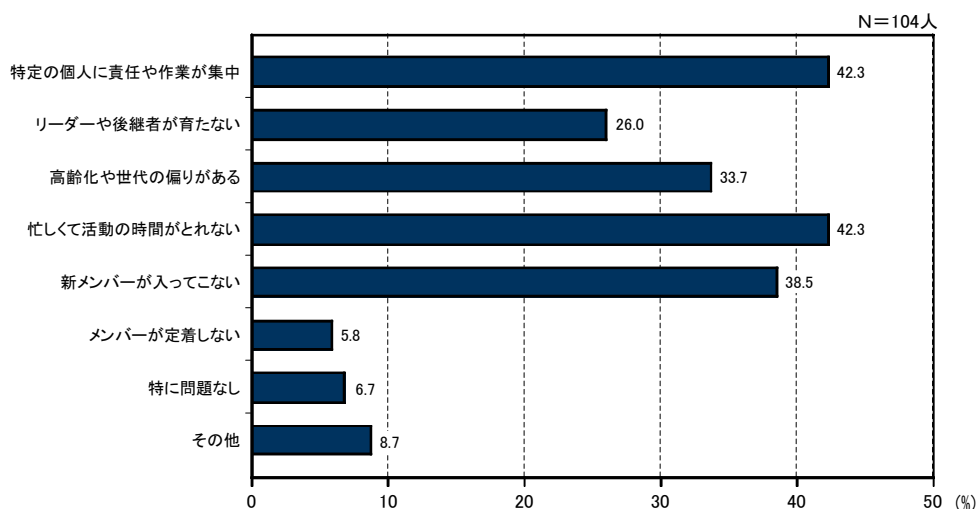
【現状】

- 若年層や新たに転入してきた世帯では、地域への関わりが希薄で、町のことを自分たちで担う住民自治の意識が低くなっている。
- 自治会などの地縁組織では活動がマンネリ化し、行政の下請け的な立場に置かれて、自治会に対する住民の関心が低くなり、一部の人に責任や作業が集中して負担感が増し、担い手不足という問題が生じている。
- NPOやボランティア団体などのテーマ型の住民活動も活発化する一方で、新メンバーがなかなか入ってこないという状況にある。
- その一方で、まちづくりへの関心は高いが、関わり方がわからない町民が多い。

■課題

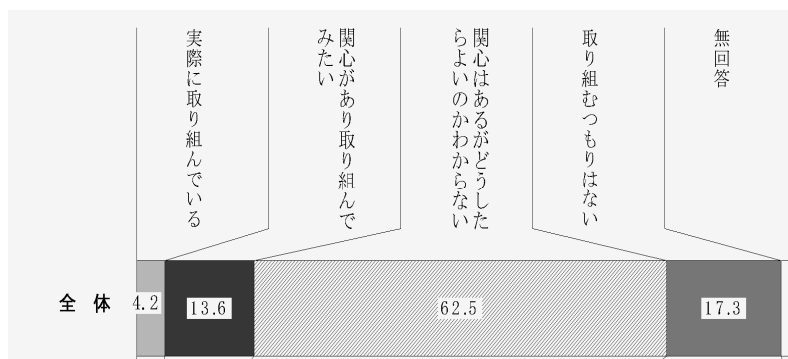
子どもから高齢者そして新たに転入してきた人も、長久手町に対する愛着をもって暮らせるように、住民同士で学びあい育ち合いながら、顔の見える関係をつくり“自分たちの町のことは自分たちで担う”という住民自治の意識を醸成することが求められている。

図表 3-3-5 人材に関する主な課題



資料：長久手町における協働のあり方に関するアンケート調査（H19 年度）

図表 3-3-6 住民主体のまちづくりについての考え方



資料：平成 18 年度長久手町住民意識調査

(4) 新たな活動が生まれやすい環境条件の整備

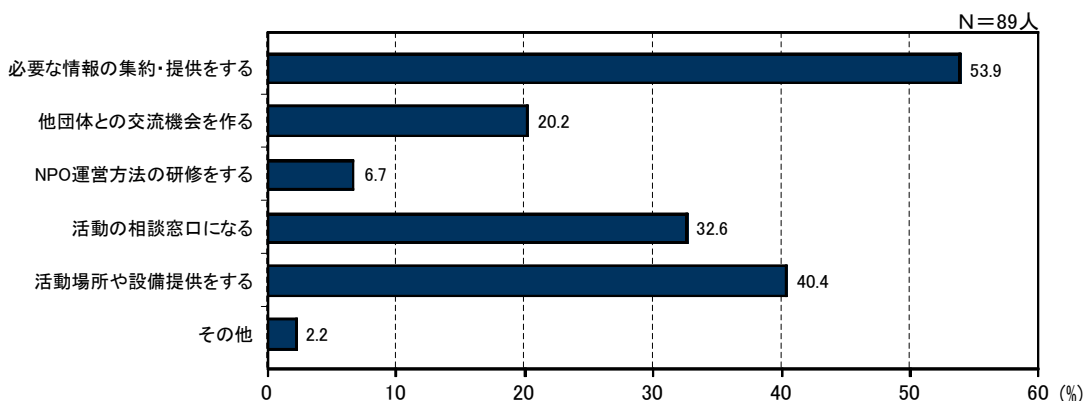
【現状】

- まちづくりセンターは、住民活動・交流の拠点として平成17年に開館したが、認知度が低く主な利用者は一部の利用登録団体となっている。
- 住民活動団体の支援や連携促進のための相談・コーディネート機能が十分ではない。
- ボランティア活動に興味をもち、参加してみたい、グループを立ち上げたいと考える人に対する情報提供や支援（相談・活動助成等）が十分ではない。

■課題

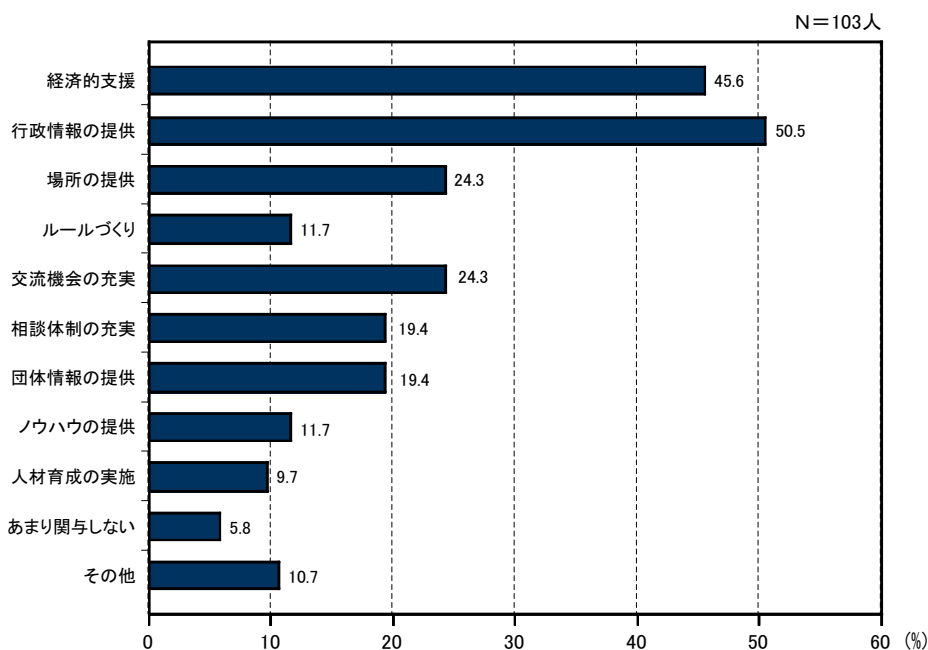
まちづくりセンターの様々な機能（情報提供、活動支援、相談・コーディネート等）を充実させるとともに、誰もが気軽に集える場、交流の輪をつくる場としていく必要がある。

図表 3-3-7 長久手町まちづくりセンターに必要な機能



資料：長久手町における協働のあり方に関するアンケート調査（H19年度）

図表 3-3-8 協働を推進するために行政に望む支援



資料：長久手町における協働のあり方に関するアンケート調査（H19年度）

(5) 町職員の意識向上と変革、役割認識

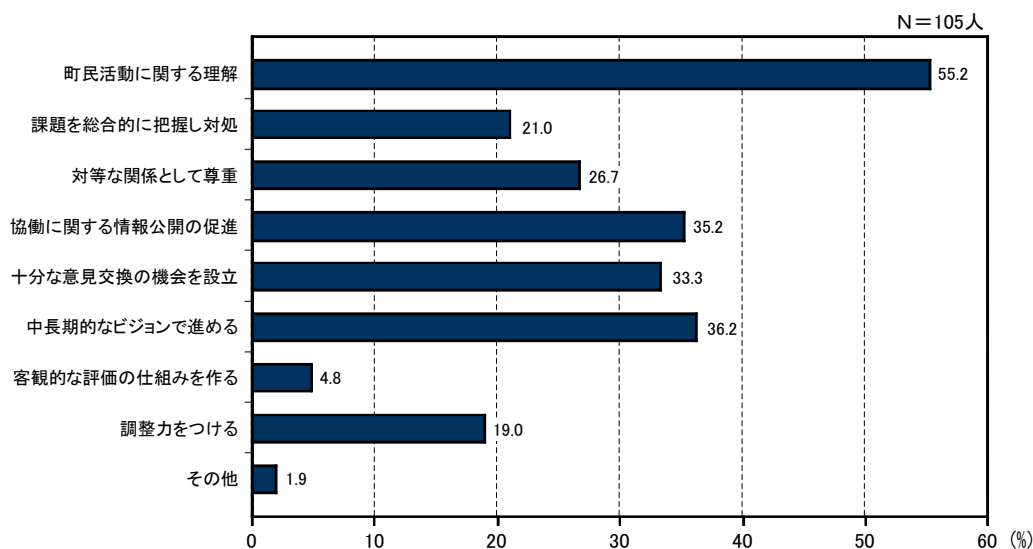
【現状】

- 万博の開催を契機に、子育てや福祉、環境配慮、文化振興などの住民活動が活発化する中、行政職員が住民と向き合い協働によるより良いまちづくりを進めていく必要がある。
- 行政職員はNPOやボランティアの特性をあまり理解していない場合もあり、きちんと話をし、相手のことを理解しようとする姿勢が求められている。
- 協働を推進するための課題として、協働に関する情報の公開や中長期的なビジョンを持つことが求められている。

■課題

NPO体験研修など現場の経験を通して、住民活動や参画・協働に対する町職員の意識向上を図るとともに、協働を推進するために行政としてのビジョンや方針、役割を認識し、明確に示すことが求められている。

図表 3-3-9 協働を推進するために行政が取り組むべきこと



資料：長久手町における協働のあり方に関するアンケート調査（H19年度）